

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、(株)ジェイエスティ(名古屋市中区栄3-15-27 いちご栄ビル4F 以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は、当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (4)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)の他、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます)を申受けます。
- (5)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

3. 旅行の申込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものと致します。
- (2)上記(1)の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。
 - ①申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。
 - ②団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
- (3)申込金
申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部又は全部として取り扱います。また(1)(2)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。
- (4)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として申し受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの登録解除のお申し出があった場合、又は結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。ただし当社より予約がとれた旨の連絡を受けた後は期日によっては所定の取消料が必要となります。

4. 申込条件

- (1)申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2)旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。

5. 旅行代金の変更

当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

6. 契約内容の変更

- (1)お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2)お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約金その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担となります。
- (3)上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。

7. 契約の解除

- (1)お客様の解除権
お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約の解除は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお申出ください。
 - ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・取消手数料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
 - ③当社所定の取消手数料
※取消料、取消手数料についてはお申し込みの旅行サービスにより異なります。別紙にてご確認ください。
- (2)お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担となります。
 - ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
 - ③当社所定の取消手数料
- (3)当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。
この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻します。

8. 団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

9. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです）。
- (2) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合、当社は本項（1）の責任を負いません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
 - エ. 自由行動中の事故
 - オ. 食中毒
 - カ. 盗難・詐欺等の犯罪行為
 - キ. 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
 - ク. その他、当社の関与し得ない事由
- (3) 手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に（当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます）賠償いたします。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者にその旨を申し出なければなりません。

11. お客様が発発までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。
- (2) 旅行先の衛生状況・危険情報について。渡航先（国または地域）によっては厚生労働省により感染症情報、外務省により危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。ご出発までに必ずご自身にてご確認ください。（厚生労働省感染症情報 <http://www.forth.go.jp> 外務省海外旅行海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> FAX サービス：0570-023300）
 - ※上記条件は日本国旅券でツアーにご参加の方を対象としております。日本国籍以外の方は自国、渡航先国の領事館・入国管理局へご確認ください。
 - ※上記条件は2015年4月1日現在の情報をもとに作成しておりますが、各国の事情により予告なく変更となる場合もございます。ご注意ください。

12. 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社及び当社受託旅行者（以下「当社ら」といいます）は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 個人情報利用の目的
 - 当社らは、旅行サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社らは、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、海外旅行体験談のジェイエスティホームページの掲載、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 個人情報の開示・提供
 - 当社らは、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - ①お客様ご本人の同意がある場合。
 - ②旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。
 - ③法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。
- (3) お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) 当社における個人情報保護に関するお問合せ先

ジェイエスティ名古屋本社 電話：052-264-0300 FAX:052-264-4007
または当社ホームページ <https://jstgroup.com/privacy> をご参照下さい。

(株)ジェイエスティ ハワイアンエイト・ミクロネシアファイブ・ブライダルワン
観光庁長官登録第一種旅行業673号・JATA・IATA会員

名古屋：栄 〒460-0008 名古屋市中区栄3-15-27 いちご栄ビル4F(栄松坂屋本店横) ☎(052)264-0300 総合旅行業務取扱管理者 山田 高 広